



特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6665976号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

超音波処理を用いた植物性油エマルジョンの製造方法

特許権者  
(PATENTEE)

大韓民国 17162 ギョンギード, ヨンイン  
ンシ, チョイング, ヤンジーモン, ナム  
ピョンロ, 167-5  
国籍・地域 大韓民国  
アドホーム カンパニー, リミテッド

発明者  
(INVENTOR)

タク, ジェ ファ

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2018-516002

出願日  
(FILING DATE)

平成29年 5月16日(May 16, 2017)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

令和 2年 2月25日(February 25, 2020)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 2年 2月25日(February 25, 2020)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

松永 明



特許証送付先

住所

〒534-0024

大阪府大阪市都島区東野田町1-20-5

氏名

吉川 俊雄

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6665976号

登録日 令和2年2月25日

出願番号 特願2018-516002

出願日 平成29年5月16日

請求項の数 4

納付年分 第3年分まで

受領金額 8,700円

受領日 令和2年2月4日

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほかに、その特許料と同額の割増特許料が必要が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ  
<https://www.jpo.go.jp/index.html>

納付年分	納付期限日
第4年分	令和5年(2023年) 2月25日
第5年分	令和6年(2024年) 2月25日
第6年分	令和7年(2025年) 2月25日
第7年分	令和8年(2026年) 2月25日
第8年分	令和9年(2027年) 2月25日
第9年分	令和10年(2028年) 2月25日
第10年分	令和11年(2029年) 2月25日
第11年分	令和12年(2030年) 2月25日
第12年分	令和13年(2031年) 2月25日
第13年分	令和14年(2032年) 2月25日
第14年分	令和15年(2033年) 2月25日
第15年分	令和16年(2034年) 2月25日
第16年分	令和17年(2035年) 2月25日
第17年分	令和18年(2036年) 2月25日
第18年分	令和19年(2037年) 2月25日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
特許担当 内線 2708